

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	グループ法人税制の円滑な執行に向けた措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	グループ法人税制の円滑な執行に向けて、所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- (-)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>グループ法人税制について、実態にあった税制を整備する観点から、所要の措置を行うことによって円滑な執行を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>実態にあった税制を整備する観点から、所要の措置を行うものであり、グループ法人税制の円滑な執行を図るうえで必要なもの。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進
		政策の達成目標	本年10月1日施行予定のグループ法人税制について、実態にあった税制を整備する観点から、所要の措置を行うことにより円滑な執行を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
要望の措置の妥当性		-	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	グループ法人の一体的運営が進展している状況を踏まえ、グループ経営の実態に即した課税を実現する観点から、平成22年にグループ法人税制を創設。10月1日から施行予定。	